

入管法改正案の見直しを求める意見書（案）

1 1月27日「出入国管理法」（以下「入管法」）の改正案はわずか十数時間の審議で衆院を通過し、12月6日現在、参議院法務委員会で審議されている。6月に閣議決定された「骨太の方針」において新たな「外国人労働者受け入れ制度」を創設する旨明記されたことを受け、来年4月からの新制度施行のための本「入管法」改正案は、臨時国会での成立をめざすとのことであるが、審議過程での拙速さも含め、本法案の余りにも杜撰な内容を許容することはできない。

まず、新たな資格として「特定技能1号」（通算5年まで）と「特定技能2号」（在留期間更新可）を設けるとのことであるが、「特定技能1号」についてはその「技能、知識、経験」等の基準について何ら明確な規定が示されないままに審議が行われている点である。

また、受け入れ規模や人数についても明記されず、すべては法案成立後に策定されるとされる「分野別運用方針」や「省令」で定めるといいういわゆる「白紙委任」状態での審議が強行されている点である。国会軽視も甚だしいと判断せざるを得ない。

さらになによりも、事実上禁止されているはずの「単純労働」をきわめて劣悪な労働環境のもとに強いられている「技能実習生」の実態が明るみになっているにも関わらず、その現状の把握すら不十分であり、何ら改善しようもしない現政権の姿勢は問題である。

「外国人は労働者であるとともに、地域における生活者である。

国籍や民族も含めた多様な生活者の「共生・共住」はこれからの日本社会の必然的なあり方であることは論を俟たない。こうした流れを踏まえない本「入管法」改正案の抜本的な見直しと「技能実習生」の実態把握と処遇の改善を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣

法務大臣 あ て